

第 1 3 回定例委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名 (木村委員)

教 育 長) それでは、審議に入ります。日程第 1、第 1 8 号議案「平成 2 9 年度芦屋市立小中学校教職員異動方針について」を議題とします。提案説明を求めます。

教職員課主幹) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

まず、中学校の全教員数は何名ですか。

教職員課主幹) 7 2 名になっております。

教 育 長) そのうち 1 0 年以上で、同じ学校で勤務されている方は何名いますか。

教職員課主幹) 1 1 年目以上同じ学校で勤務されている方は 1 0 名です。

しかし、1 0 年目以上から数えますと 1 3 名になります。

教 育 長) 特に対象になる先生が現在 1 3 名いらっしゃるのですか。

教職員課主幹) そうです。特に長い方につきましては 1 5 年目の方が 1 名いらっしゃいます。1 6 年目以上同じ学校で勤務されている方は 2 名で、そのうち 1 名が育児休暇をとっているのです。年数が長くなっている方もいらっしゃいます。その方の異動は復帰してから考えていきます。

教 育 長) 2 ページに記載されている市外人事交流は、他市町から芦屋に来ていただく、または芦屋から他市町に行き、交流をするということですか。県立学校との交流の場合は、特別支援学校

や芦屋国際中等教育学校との人事交流も、市外人事交流の中に含まれているのですか。

教職員課主幹) 含んでおります。

教 育 長) それでは去年、人事交流を行った人数は2人ですか。

教職員課主幹) 中学校では、県立特別支援学校から戻ってきていただいた1名と、小学校では川西市から1名異動がありましたので、合計2名になります。

教 育 長) わかりました。

木 村 委 員) 育児休暇をとっていることで16年目になっているということは、どのような状態なのですか。

教職員課主幹) この方の場合は、異動のタイミングを逃して第1子出産され、育児休暇が終了し1年ほど復帰され、また産休に入られたということです。つまり、育児休暇を同じ学校で繰り返されているということです。育児休暇は最大3年とれますので、子どもを2人出産した場合、6年または7年育児休暇をとることができるので異動するタイミングの問題がありました。

教 育 長) これは長期療養中や長期派遣中の場合、3月で復帰すると同年4月に人事異動ということは、余り考えていないのですか。

教職員課主幹) 人事行政上やむを得ない場合を除けば、原則は現任校に戻ってきていただこうと考えています。

教 育 長) 過員になっており場がないなど、いろいろな情勢の中での判断もあるということですね。

教職員課主幹) はい。

浅 井 委 員) 2番目の市外人事交流ですが、今他市から1名おいでになっているのはどこからかはお聞きしておられますか。

教職員課主幹) 川西市からこちらにこられまして、もう1人は県立特別支援学校から中学校でお一人、数学です。

浅井委員) 芦屋市からはいかがですか。

教職員課主幹) 芦屋市からは県立特別支援学校にお一人、小学校から出られました。もう1人は加古川市に出られました。

小石委員) これは交換人事ではないですか。

教職員課主幹) 原則1対1の人事交流という形になっていまして、なかなか全県でも市と市が1対1というのは難しいので、出と入りで大体1対1で考えるという状況になっております。芦屋市の場合は何とか1対1という形でいけた状況があります。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第18号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長) 次に、第19号議案「芦屋市接続期カリキュラムについて」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育部主幹) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

松本委員) 用語についてですが、9ページの図にもありますが、赤い就学前施設は「保育者」となっていて、小学校が「教師」となっているのは、こういうのは一般的に小学校は「教師」で、就学前の幼稚園や保育所は「保育者」と言うものなのではないでしょうか。

学校教育部主幹) 事務局でも協議はしたのですが、幼稚園は「教師」という言葉は使っているのですが、本来「教師」という言葉で保育案も立てているのですが、保育所は「保育士」ということで、教師という言葉を使われませんので、「保育者」ということでしたら保育所も幼稚園も共通して、違和感なく見られることなので、ここは保育者でまとめております。

松本委員) それは芦屋市独自というか、別に文科省をはじめとしているところでも共通しているということでもないですか。

学校教育部主幹) 「保育者」という言葉は幼稚園、保育所は割と一般的に使っているのですが、他の市でも保育者という使い方をされている市はございます。

松本委員) そうですか。ありがとうございます。

小石委員) 今の1年生の生活科は何コマぐらいあるのですか。

学校教育部主幹) 済みません、私の方ではわかりません。

小石委員) 実は生活科は、理科や社会よりもっと具体的な身近なものという扱いから、幼・小の連携を意識してつくった教科ではないかと思えます。だから、そのあたりが1つ意識的に取り上げられているものからすれば、そこをどう連携の中に位置づけていくかということだからであるという理解の仕方をしていたのですが。

学校教育部主幹) 生活科は、幼児期と児童期がうまくつながらないので、1年生、2年生の理科・社会から生活科に変わったという経緯がございます。ただ、学びの面でつながりがなかなか進まないもので、幼稚園・保育所の側も生活科ということ余り理解していない、大きなことはわかっているのですが、具体的にどのような

な内容を子どもたちが勉強していくかがわかりませんので、昨年度の9月8日に保育所・幼稚園、小学校の先生にも来ていただいて、生活科の勉強をさせていただきました。今使っている生活科の教科書の中にスタートブックというものがあまして、接続期カリキュラムとつながる内容を教科書に盛り込んでおりまして、その内容は、スムーズに移行できるようにということであえてその部分を入れているみたいですが、幼稚園もそこをわかった上で保育をしていかないといけないとも思っております。

全幼稚園が生活科の教科書を買いまして、勉強はいたしております。幼稚園で経験している秋の保育とか、春の自然の保育は学校の生活科とすごくつながっておりますので、そのあたりで子どもたちがどういう経験をしたかは連絡会のときに先生に、伝えていただくようにしたり、生活科の勉強をし、理解したことを先生方が授業の中身を考えてくださるときに参考にしていたらいいということで、そういう情報は出せるようになりました。

教 育 長) 芦屋市・芦屋市教育委員会が策定した芦屋市接続期カリキュラムは、これ自身は幼児期と児童期の円滑な接続について考える会が協力していただいたと思うのですが、考える会自身の位置づけは何でしたか。

学校教育部主幹) 接続期のことについて、勉強が全くできていない状態でしたので、お互いに保育の内容や授業の内容で、どういうところができるのかは、実践を通してお互いに学ぶ場をまずは持つてから理論編をつくっていかないといけないということで委嘱とい

う形はとってはいないのですが、日ごろ、幼稚園と保育所がいろいろ研究会を一緒にしたりはしておりますので、それを少し広げて小学校にも入っていただいたのと、私立の幼稚園と保育園にも入っていただいて、実際に保育や授業を見る中で接続期に大事なことはどんなことだろうと学んでいくことをまず大事にしたほうがいいという判断をいたしましたので、接続期とはどんなことを考えたらいいんでしょうということをおぼ場としてモデル校を設定させていただきました。

教 育 長) こういうおぼ会をつくるのは非常にいいことです。芦屋市として策定するので芦屋市が音頭をとっていろいろなところに入っていただいて進めていくことが大事ですね。

松 本 委 員) これはこの会の皆さんでつくられたということですか。

学校教育部主幹) 実践事例はこのモデル校から出していただいています。理論の中身は事務局で、芦屋の内容に沿うように少し変更しながらつくっていたところです。おぼ場は全て、モデル校としてはつくりましたが、市内の全施設に発信はして、先ほど生活科の勉強にしても松田先生の講演を聞くのも全て市内の学校施設にはオープンにして、皆さんに参加していただくような形では進めさせていただいたことと、理論編がある程度できた時点で、公立のみですが、小学校、幼稚園、保育所にお配りして御意見をいただく場は持たせていただいた上で作成してまいりました。

浅 井 委 員) では27年度はモデル校として、精道小学校区で行われたので、それを今後、市内全域で発信されたものが反映されてということは、可能性として十分あるわけですね。

学校教育部主幹) 来年2月に全小学校の1年生の先生にお集まりいただくのと、

市内の就学前施設、公立・私立問わず全て該当の方に集まって
いただいて、説明会を開いた上でこのカリキュラムの使い方と
か内容についての説明をさせていただこうと思っています。

それと並行しまして、私立の就学前施設は小学校との連携が
なかなかできにくいので、昨年精道小学校の校庭でモデル園が
4園集まってミニ運動会をしました。とてもそれがよかったの
で、今年度は精道小学校の校区は引き続き来週されるようで、
今年、岩園小学校、宮川小学校でも2月に開催する予定で、私
立にもお声をかけて準備は進めております。少しずつ地域の子
どもたちも5歳の子どもたちが一緒に小学校の施設を借りて遊
ぶという経験は広げていきたいと思っています。

浅井委員) たくさんのことを実践されているので、これをずっとこの
ような形で続けられるのかどうなのかなと思ったのですが、そ
のあたりはどうでしょうか。

学校教育部主幹) 交流活動の事例については各小学校がそれぞれされているの
を集約していますので、全部しているわけではないのですが、
学校によりましたらこういうこともできるのかと参考にしてい
ただいて、少しそういう交流が広がればいいなという願いも込
めまして、全ての小学校から集約させていただいています。

浅井委員) わかりました。

松本委員) 6ページの図はそのまま県のものと同じですよ。そうい
う場合は、その図の下に出典元は書かなくていいのかと思いま
した。芦屋なりにアレンジされている文章は参考にして作り
ましたでいいのかなと思ったのですが、これは県のものと一緒に
だったので、あったほうがいいのかと思いました。

学校教育部主幹) 9ページの参考という部分に入れているのですが、この図の下に入れたほうがよろしいですか。

松本委員) いいかと思います。

浅井委員) それと関連して細かいことですが、6ページですが、一番下の行に「桃色で表示」となっているのですが、この桃色よりも、赤色のほうがいいのかないかと思いました。

学校教育部主幹) わかりました。庁内印刷にかけますので、出やすい色にします。

管理部長) これはどこかに配るときに白黒になることはないのですか。

学校教育部主幹) 先生方もカラーで配ります。

教育長) この実践事例にかかわってくれたのが各モデル校の皆さんですよ。

学校教育部主幹) そうです。

教育長) 実践事例の前の13ページまでは事務局が考えたのですね。

学校教育部主幹) はい、御意見をいただきながら作りました。

教育長) この責任部署はどこになるのですか。

学校教育部長) 責任は芦屋市と芦屋市教育委員会で、考える会は、これに向けて研究をしたグループはここですということなので、考える会となると考える会が主体的に作成したという誤解を招きますので、考える会という表現は少し変えたほうがいいのかもしいかなと思います。主体はあくまでも芦屋市と芦屋市教育委員会で作成ということになります。

教育長) 芦屋市と教育委員会が主体的ということですね。

学校教育部長) そうです。

教育長) 考える会は協力してくれたということですね。

学校教育部長) ですので、ここは研究協力校という形になります。

教 育 長) いい評価をしてくれる人もあれば、いろいろなとらえ方があるから、我々がつくったので責任をとりますということですね。ここはこういう役割をしてもらいましたという形ですね。

学校教育部長) わかりました。研究協力校という言葉が一番当てはまるのかなと考えます。

松 本 委 員) 参考資料を一番後にして、実践事例のところに最後の附属資料も含めてしまうと、その実践事例にかかわるのがこの会だとわかるのではないのでしょうか。附属資料が一番最後にあるので、全体にかかわっておられるような感じがすると思います。参考資料を最後に持ってきたら、そういう印象はちょっと薄まるかなと思います。

教 育 長) その部分について体裁を考えていただけますか。

木 村 委 員) あと実践事例も、どこの学校がこれをやったのかがわかるようにお願いしたいです。少なくとも内部的には、どこの学校がやったのか、ではこの先生に電話して聞いてみようとか、そういうふうにできるようにしたほうが使い勝手がいいのかなとは思っています。

浅 井 委 員) 全部が精道小学校区で行われたことではないということですね。

学校教育部長) 交流活動は市内全部の小学校で、実践事例はモデル校に出していただきました。

浅 井 委 員) 写真がたくさん入っていますが、何幼稚園とか何小学校と、ちょっと注釈でつけるというのはいかがですか。

学校教育部長) 小学校によってすごくばらつきがあるので、あえて出して

おりません。

教 育 長) わかりました。これを芦屋市が発行するのですが、実践事例などの協力をしていただいたのは精道小学校の範囲であるということです。芦屋市全体を考えるのに何でここだけ特化して加わったのかという誤解だけ生じないようにお願いしたいです。

学校教育部長) 始める前に私立の4園の園長先生方と私立保育園の園長先生方には、こういう意図で研究を進めたいのでこの保育園、幼稚園の先生方に御協力いただきますということは、事前に説明し、了解はいただいております。

教 育 長) 今度芦屋市全体のものとして出しましょう。

管 理 部 長) 松本委員がおっしゃったように、このままだと学教審とかでも、事務局がこうあって全部このような表現になってしまうのですね。ここがつくったようになるので、40ページの次に研究・協力園にして羅列するとかにしてもいいのではないかと思います。

松 本 委 員) いろいろ意見を申し上げましたが、こういうカリキュラムができるのは、すばらしいなと思います。実践をされている先生は皆さん御存じですが、1年生を持っていない先生などもこういう書かれたものがあると、次に受け持つときにわかりやすいと思ったので、こういう形になってすごくよかったと思います。

小 石 委 員) これは研修が必要になってきますね。

学校教育部主幹) 昨年度、精道幼稚園が指定園で接続期の視点での研究会をしていただきました。今年度は来週、潮見幼稚園が接続期の視点を意識しながらの研究会を予定しております。毎年そういう形

で進めていきたいと思っております。

小石委員) この写真は了解を得ていますか。

学校教育部主幹) 全て御了解を得ております。

小石委員) わかりました。

木村委員) 現在、いろいろな自治体が全国的に始めつつあるという感じですか。

学校教育部主幹) つくっているところがどんどん増えています。

木村委員) 先進的に、ここはもう5年前からやっているとか、そういう自治体は余りありませんか。

学校教育部主幹) 附属小学校はもう大分昔からあります。

小石委員) かなり昔から。

学校教育部主幹) かなり昔からすごくありまして、研究会にも参加はさせていただいてきたのですが、ここ1、2年で、いろいろな市が作っております。西宮市でも昨年度作られています。

木村委員) 先進的にやっているところがあったら、そこにいろいろ研修というか、学びに行くのもいいのかと思いました。

小石委員) 小・中の接続期プログラムも欲しいですね。今いろいろ県からも、教科担任のやり方を小学校の中に持ち込むとかもやっていますが、芦屋市として、何か意識的にどうつなごうとしているか。前から教育長がおっしゃるように、芦屋は中学校で出ていくので完全な一貫教育は難しいとは思いますが、小学校から中学校への連携という意味で言うと、小から中に。だから芦屋は要らないわけではなくて、芦屋の中にずっといる子に対してはつなぎということをきちんと想定して、県もそういうことを推進しているわけなので、芦屋市として、そういうところを

つなぐようなプログラムをつくるかが必要ではないかということ
とは、これを読みながら、小・中もと思いながら読んでいたの
で感想になります。

学校教育部長) 確かに何をやっているかを整理することも1つあるかとは思
うのですが、教科のつながりということで言うと、振興基本
計画の中にもありますが、特に小学校の英語の教科化という流
れもありますので、打出教育文化センターが所管している研究
グループのところを充実させて、そこでお互いのカリキュラム
のことをしっかりと見合うとか、交流し合うとかいうことが、
まず必要になるかとは今思っています。

小石委員) そうですね。生徒指導も含めて、広い意味で連携の問題は
考えないといけない重要なテーマだと思います。

教育長) 私は小中一貫を否定しないのではなくて、芦屋の事情の中
でどういうふうな連携というか、子どもたちが滑らかに受け継
いでいけるかという視点で考えています。不登校の子どもたち
のことであったり、スポーツ面であったり、生徒指導上の案件
があったり。部長の話であった英語、特に小学校に関しては話
す・聞くがメインですが、中学へ行くと書く・読むが加わって
くるので、その辺りを上手にどうつないでいけるのか。

それから算数から数学では、小学校のときにはここを重点的
にしましょうとか、中学へ来たときにはもう1回ここからやっ
てくれませんかというようにステップをふむ教科に対してはよ
り必要かと思えます。

極端に言うと白紙で次へスムーズに行ける部分と、階段があ
る部分があります。接続期で、ここまではみんなで何とか理解

させたいので、フォローしましょうというように意識してくれることが芦屋型の小中一貫と位置づけていけばいいので、今、おっしゃっていただいた視点は学校教育部で何ができるかを宿題にしてください。

木 村 委 員) この間、精道中学校の公開授業に行ってきた、授業を見学し終わった後、部屋に入って皆で討論をするというのをやりました。そこに小学校の先生がたくさん来て、小学校の先生から中学校の先生に、どういうところをきちんと小学校教育でやってほしいですかと言ったら、割り算のところをつまづくからきちんと教えておいてほしいと。そういうやりとりがありましたので、有効かと思いました。そういう機会を設けていくと、うまく小中がつながっていくのかなと、そのときは非常に強く思いました。

教 育 長) 合唱コンクールなどを見て、私たちが送り出した小学生がこんなに立派になっているのだという感激もあります。負の面ばかり見るのではなく、小学校の先生にも、自分たちの子どもが頑張っているのだという成長を見てもらうことも、大事なことです。芦屋の中学校も頑張っているので、ぜひ何かの形で、今言ったしんどい面だけではなく、喜びの面も接続という意味で大事です。それは幼・小も一緒ですので、今日はいい御提言をいただきました。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、一部修正していただく部分もありますが、可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は一部修正ということで可決されました。

あとは事務局に修正の分はお任せするというので、よろしくお願いします。

〈第19号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次は、第20号議案「芦屋公園有料公園施設の指定管理者の指定について」を議題とします。提案説明を求めます。

スポーツ推進課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

小 石 委 員) これは、5者説明会に来られたけれども、あと4者は応募しなかったということですか。

スポーツ推進課長) 5者のうち3者で連合されたわけですが。結局は実質的には3者です。

小 石 委 員) では、事実上3つということですか。

スポーツ推進課長) 要は事実上3つです。

木 村 委 員) 従来はこのローンテニスクラブだけでやっていたのですか。

スポーツ推進課長) 従来ですが、5年間は体育協会とローンと2者連合でされてきました。

木 村 委 員) 双葉化学商会はどのような位置づけですか。

スポーツ推進課長) それにつきましては、ローンと体育協会がこの5年間ずっと運営をされていたわけですが、その中で管理面、要するに清掃であるとか警備面を双葉化学に委託されていました。それを強化しようということで、一緒に全面的に出て連合体としてやっていたとされたようです。役割分担につきましては、事業

計画書の9ページの下のほうに表があるかと思います。役割分担というところですが、双葉化学商会については、施設・整備の維持管理であるとか、安全管理（警備）等を担っておられます。ただ、これは以前からそういう業務を委託業務としてされていたようです。

教 育 長) 確認です。従来は芦屋国際ローンテニスクラブと特定非営利活動法人の芦屋市体育協会が指定管理をしていたのですね。今回、芦屋国際ローンテニスクラブが一般社団法人芦屋国際ローンテニスクラブとなるのですが、今現在、一般社団法人芦屋国際ローンテニスクラブも存在するのですね。

スポーツ推進課長) 実はこの手法といたしまして、4月1日から事業譲渡という形を先方が顧問弁護士と相談されまして選択されているわけです。平成28年9月1日に一般社団法人芦屋国際ローンテニスクラブを立ち上げておられ、それは中身も何も入っていない、名前だけの会社です。そして今は任意団体の芦屋国際ローンテニスクラブもございまして、それは来年度3月末まで指定管理しておりますので、満了までその任意団体として活躍いたしまして、4月1日から事業譲渡をする予定となっております。

教 育 長) 通常、選定の際には、A社がどういう企業だろうか、資本金は幾らだろうかとか、大丈夫なのかというのは全部調べます。今回、体育協会と双葉化学に対しては従来の調べ方で行きます。今、課長が答弁しましたように一般社団法人芦屋国際ローンテニスクラブというのは、今、実際事業もしていないし、形として、社員や理事長といった人としての体裁が整って、それ自体の財産というか、事業は何にもありません。今回芦屋市が審査

するに当たっては、ここで言う、今ある芦屋国際ローンテニスクラブが丸々そこに移っていくことを条件として、同一のものであるということで判断したということですね。

スポーツ推進課長) おっしゃるとおりです。

教 育 長) それは法的に大丈夫だということですね。

スポーツ推進課長) はい。

社会教育部長) つけ加えますと、業者の選定委員会の中でもその話が出まして、委員からは今、契約として4月1日付で事業を譲渡するということで契約を結ばれているのですが、それについてきちんと履行されたかどうかを事務局できちんと確認するようにとということでやっております。

教 育 長) ということは、それが履行されなければ場合によっては前提条件が覆るから、今回これに対してはまた別の対応をせざるを得ないということですね。

社会教育部長) 万が一のことを考えてです。

教 育 長) 万が一そうなったときは。いや、ないと思いますよ。一応そういうルールのもとに、商法上は、それで大丈夫ですね。

社会教育部長) はい。

小 石 委 員) あそこは会員の部分と、それから貸し出しの部分、両方あるのですね。

スポーツ推進課長) はい。

小 石 委 員) そういうことを決めるのもここがやるのですか。市からこうしてくださいとは言わずに、こういう形でやりますというのは向こうが出すのですか。こっちのほうで提案するのですか。

スポーツ推進課長) 最初の施設の説明のとおり10面テニスコートがあります。

今までにつきましては6面は芦屋ローンテニスクラブの占有でお貸ししていたわけですが、それを今回解消いたしまして、占有せずに10面全部市のものとして市民のために開放してくださいということにさせていただいております。会員のかたについてはどういう形で、工夫されるかわかりませんが、一応10面のうち4面は市に今までどおり開放して、あと6面は自主事業で市民の方も入れるような形で進めていくようになると思います。その中に会員のかたも入るかもしれませんが、市として10面貸すことを前提として進めていきたいと考えております。中身については指定管理者が決められると思います。

浅井委員) それについてですが、46ページの採点一覧の書いてある集計表、数字で見えるところは今おっしゃっていた部分だと思えますが、4の運営取り組みの中の(4)市民参加及び市民協働への取り組みについて、そして(5)集客促進及び利用率向上を目的とした事業や施策について(自主事業)、この部分が両方少し低い点数になっていて、少し弱い部分かなと思いますので、その辺りについて注意して取り組んでいただかないといけないのかなと思いました。

スポーツ推進課長) 委員のおっしゃるとおり、選定委員の中でも一応懸念する声はございまして、これについては、所管課といたしまして指定管理者に十分指導していきたいと考えております。

浅井委員) お願いします。

小石委員) 今まで会員制みたいな形でやっていたね。きっとこれからも続くのですね。

スポーツ推進課長) 実は会員制ではありません。4面は今までずっとオープン

で、6面だけは会員が使っておられたのですが、4面については市民が今まではずっと使っていた。今後、会員だけのものではございませんので、会員は会員でどういうふうに工夫して運営されるかわかりませんが、あくまでも市民の方対象ということで考えております。

小石委員) 普通は会員だったら会員が優先でコートを使うことになるけれども、今の御説明だったら市民が入っていくと会員と使い勝手が同じようになると、会員の意味がなくなるという感じになりますね。

スポーツ推進課長) そういうことも選定委員から御意見がございまして、それも指定管理者のローンにも一応質問させてはいただきましたが、それはうまい具合に運営していくような御意見をいただいております。

木村委員) 従来はローンテニスクラブと芦屋市体育協会、今回は双葉と3者でやるのですが、従来の指定管理でローンテニスクラブと体育協会が組むメリットはどういうところにあったのかなど。事業計画書の9ページを見たら、ローンテニスクラブは代表団体だということと、運営管理全般と、それから自主事業、スポーツ推進事業、企画運営とあって、体育協会はこの自主事業、スポーツ推進事業、企画運営だけがあるのですが、これはどういう関係なのかがわからないので教えていただきたいです。

スポーツ推進課長) 実質ほとんど運営はローンテニスクラブがされているのですが、ただ、ソフトテニスの、市長杯、教育長杯とかで、一応ここを全面使うような形になっています。そういうときに体育協会のテニス協会の方がいろいろ段取りをされたりしますので、

その辺りの企画も踏まえた形で一緒にされていると聞いております。

木村委員) そのためだけに連合体を組むのがわかりにくくて、それは、そのような事業のときに体育協会が貸してもらおうという形になるのが普通なのかなと思うのですが、なぜわざわざそういう連合体を組む必要があるのかがわかりません。

社会教育部長) 若干わかりにくいところはあるかと思いますが、恐らく団体同士ではいろいろアドバイスを受けてりとかされているのではなかろうかと思います。きっと何かのメリットがあるから協力要請されているのかと思います。

木村委員) そのあたりが市民目線で行くとすっきりしないです。でも、そんなことをいろいろ言っても応募してきたのが1者だけだから、仕方ないですが、ただ問題は意味、全部で5団体来て、他の2者は応募しなかったもので、そこがなぜなのかは少し踏まえて、応募がしづらいという問題がどこかにあるのだろうし、やはりほかの事業者も応募して、そこで競わせて選定しないと健全な指定管理の方法にはならないので、そういうところは今回5年間ですが、その次の指定管理のときにたくさんの事業者が応募できるということを、今回反省ではないですが、分析していただいて、そこは振り返っていただく必要があるのかなと思っております。

小石委員) 想像では、常に見ているわけではないですが、あそこに中学生などが入って練習しているところを見たことがあるのですが、多分あれはクラブ員ではなく、そういう中学生か何かを応募して練習しますよとやっていたのかなとすると、これは結局

体協系の人たちがそういうのを組んでやられているのではないかなと想像したのですが。

管理部長) 10面のうち4面は一般公開ですから、公開する担保をとるためということもあるのではないのでしょうか。これまでの指定管理で体協がタイアップしていた。ローンが10面全部指定管理して、4面は市民のためですよね。でもローンはもともと会員クラブですね。この4面の公開度を担保するためということではないですか。

木村委員) 今回は他の団体が応募してこなかったのですから、結論としては仕方がないのですが、体育協会は市内のいろいろなところの指定管理者となっていて、市民目線で見ると、何か特別な関係が市との間にあるのではないか、癒着のようなものが生じているのではないかという疑念をどうしても与えてしまうと思います。やはり手続の透明性を今後は確保していかないといけないと思います。

社会教育部長) 先ほどからの1団体しか応募がなかったことについては、やはり選定委員会でも指摘がありまして、他者と比較ができないので、ここだけの評価にしかならないということがあります。やはりこれまでは非公募でやってきていましたので、若干入りづらさはあったかもしれませんが、今回、応募がなかったとはいえ、一応オープンになりましたので、やはりこれからが本当の開かれた指定管理になっていくかと思います。

御指摘のあったように今までと、こういう形でどう違うのかを皆さん、見られると思いますので、その中で、次の指定管理者選定委員会の際、そこが大きなポイントになってくるの

ではないかなと思います。我々としては複数の応募の中で選ぶのが一番最適だと思っております。

木村委員) 1つ質問ですが、4ページのところの周知方法で、広報あしやの8月15日号に出して周知を開始して、募集期間が8月15日から9月16日となっております。広報を出して1か月の間に応募しなければいけませんので、すごく短いですね。この施設は次の5年でやるのがわかっていたら、ほかの業者も注目しているのですが、こういうやり方だと、全然注目もしていないのが急に出て、それを見た事業者だけしか応募してこないですから、もともと非常に応募しづらい環境だろうなと思います。これは決まってもこういう形でやらないと仕方ないのですか。もうちょっと募集期間を広げるとか、周知の時期をもうちょっと前の時期に持ってくるとか、そういったことはできなかつたのでしょうか。

スポーツ推進課長) 今回の募集については非公募から公募となったということもあり、要するにほかの募集と合わせたところもございまして、委員のおっしゃるとおり、選定委員会の委員からも御意見が出たところですが、1者ではなかなか難しいと、何者か出た上で比べたほうがよりいいものができると思いますと御意見をいただいたところですので、そこにつきましては今後、検討していきたいと思います。

木村委員) 特に法令上、こうしないといけないというわけではないのですね。ほかの施設でもそれまで非公募だったところを公募に切りかえる場合には、十分な期間を設けるということが大切だと思いますので、そういう点は今後、工夫していただければと

思います。

松本委員) 5ページの第一次選考のイとウの、経営状態について懸念のある法人等とか管理運営について懸念のある法人等というのは、選ばれないとは思いますが、見る人によって基準が違うような、そのときの強い人が大きい声で言えば変わってしまうような基準にも見えなくもないなと思いました。でも委員が多くおられるので公平性を保てるということですか。基準がどのようによでも解釈できるような感じがしたのですが。

スポーツ推進課長) 委員のおっしゃるとおり、アについては数字が出ているので明らかでわかりやすいのですが、イ、ウについてはなかなか個人の判断があるとは思いますが。一応事務局でも見た感じで、例えば経営状態が余りにも収入が今の実績と違うような場合であるとか、明らかにわかるところぐらいしかチェックはできないのですが、そこについては委員のおっしゃるとおり、なかなか基準というのは難しいので、これについては公認会計士のかたも委員に入っておりますので、その御意見も聞きながらやっております。少し難しいところです。

松本委員) ありがとうございます。

木村委員) 基本、第一次選考が書類審査で応募が100件ぐらい来てある程度絞らないといけないときに、ここは見るからにだめだから最初からそこは絞ろうという、本来はそういうところに沿ってしているのではないのでしょうか。今回は1者のみの応募しかありませんでした。

教育長) 市民の財産ですから、市民に対して説明できるようにすべきだと思います。プールのレーンと同じようなもので、8レー

ンがあったらそのうち4レーンはその会の会費を払って会員になって、そこを専用する。市民がその会員になるのに、あなたはだめですよというのではなくて、皆さん、来たい人は入ってもらっていいですよということが大切です。その残りは、市民だれでも使いたいんだという人が使うような、そういう運用の仕方はあるかと思います。それが余りにも偏り過ぎては困ります。指定管理になって、芦屋にとっての財産が悪くなってはいけません。1つ言えることは、結果として1者になりましたが、一般競争で、オープンに、進められたことは評価します。芦屋市として今後、他の指定管理と同様に注視していくことが大切です。また芦屋市として発言していくことも肝要ということをお委員から指摘としていただきました。

小石委員) 1つここをどういうイメージのものとしてつくっていくか。ほかの西浜公園や東浜公園は、あのテニスコートとは全然質が違うと思うのですね。結構有名でして、昔東京にいた親族も、うちへ泊まって年齢ごとの対抗のもので来ていました。足したら百何十歳にもなるというので。だからそれだけ、知られているのだという思いがしたのです。

一方では芦屋市というのは、芦屋、テニスという意味での1つの宣伝効果とともに、市民が比較的また自由に使えるようなという何かこのテニスコートのありようみたいなイメージをきちんとつくってほしいなという気がします。単に市民だけという意味ではないところがあっていいのではないかと。そういう大会ができるという、そういう魅力みたいなもの、テニスに関心を持っている人が見に行こうかなとか、参加しようかなと

思うような、そういう側面をぜひ考えてみてほしいなと希望します。

教 育 長) 9月の中旬に全国からペアで組んだら180歳になるという方が参加して、いらっしゃっていました。私も開会式に行きました。すると毎年これを楽しみにしていると、200人ぐらい来られていました。このように、日本の中で大切に位置づけをされた大会があります。ですから、そういう全国に発信をできるものを我々も認識を深めていくことが大切です。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第20号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 閉会宣言